⑵【信用補完等】
⑶【情報開示の概要】⑹
⑷【利害関係人との取引制限】
4【証券所有者の権利行使等】
⑴【証券所有者の権利】
⑵【証券の上場等に関する事項】⑺
⑶【課税上の取扱い】⑻
⑷【為替管理上の取扱い】⑼
⑸【本邦における代理人】⑽
⑹【裁判管轄等】⑾
5【管理資産を構成する資産の状況】
⑴【管理資産を構成する資産の管理の概況】
⑵【損失及び延滞の状況】
⑶【収益状況の推移】
6【投資リスク】
第2【管理資産の経理状況】
1【主な資産の内容】平成　年　月　日
Ⅰ　管理資産残高
元本相当部分
利息相当部分
Ⅱ　証券所有者への利息支払基金の残高
Ⅲ　証券所有者への元本償還基金の残高
Ⅳ　管理資産の維持管理費支払基金の残高
2【主な損益の内容】（第　期）自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日
Ⅰ　総収入
管理資産の回収額
うち元本返済相当部分
利息相当部分
その他の手数料収入
管理資産の再譲渡に伴う収入
その他
Ⅱ　総費用
管理報酬
管理資産の維持管理費
信用補完手数料
その他の手数料
管理資産の貸倒償却額
うち元本相当部分
利息相当部分
Ⅲ　収入金（又は損失金）（Ⅰ－Ⅱ）
3【収入金（又は損失金）の処理】平成　年　月　日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）
証券所有者への償還（又は基金への積立）
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）
その他

4【監査等の概要】⑿
第3【証券事務の概要】
第4【その他】
第三部【発行者及び関係法人情報】
第1【発行者の状況】⒀
1【設立準拠法】
2【監督官庁の概要】⒁
3【発行者の概況】
4【事業の概況】
5【営業の状況】
6【設備の状況】
7【経理の状況】
8【その他】
第2【原保有者その他関係法人の概況】
1【設立準拠法】
2【監督官庁の概要】
3【名称、資本金の額及び事業の内容】
4【関係業務の概要】
5【資本関係】
6【経理の概況】
7【その他】
第四部【特別情報】
【外国資産流動化証券の様式】⒂
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
a　記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
b　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
c　本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を示すこと。
d　法人名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
e　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
f　有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
g　この様式中「券面総額」は振替外債に係るものを、「証券」は社債等振替法第２条第２項に規定する振替機関が取り扱う有価証券に係るものを、それぞれ含むものとする。
⑵　代理人の氏名又は名称
本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。